# 新潟県の最低賃金

| 地域別最低賃金 | 最低賃金額 | 適用の範囲 | 効力発生年月日 |
|---|---|---|---|
| <br>長岡公務員・情報ビジネス専門学校<br>コンピュータグラフィックデザイン科　樋口 楓汰さん作品 | 時間額<br>1,050円 | 新潟県内の事業場で働く<br>**すべての労働者**に適用<br>（**パート・アルバイト・臨時・嘱託等、**どのような雇用形態の方も含まれます。また、下記の特定最低賃金が適用除外となる方も含まれます。） | 7.<br>10/2 |

| 特定最低賃金 | 最低賃金額 | 適用除外業務及び年齢 | 効力発生年月日 |
|---|---|---|---|
| 自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業 | 時間額<br>1,053円 | 1．18歳未満又は65歳以上の者<br>2．雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3．清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 | 7.<br>12/14 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業<br>（電球製造業 及び 電気計測器製造業 を除く） | 新潟県最低賃金額が、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額（1,005円）を上回ったため、令和7年10月2日から新潟県最低賃金額の1,050円が適用されます。 | | |
| 各種商品小売業<br>（衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等） | 新潟県最低賃金額が、各種商品小売業最低賃金額（932円）を上回ったため、令和7年10月2日から新潟県最低賃金額の1,050円が適用されます。 | | |

※　業種分類は日本標準産業分類に基づいたものです。

※　最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。

※　最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。
なお、賃金が時間額以外の基準（日額、月額、その他）で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。
また、次の賃金は対象になりません。

1. 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
3. 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
4. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※　派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

※　中小企業・小規模事業場のみなさまへの支援策を行っております。
・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は、新潟労働局雇用環境・均等室（025-288-3528）までお気軽にご相談ください。
・賃金引上げにお悩みの方は、「新潟働き方改革推進支援センター」（0120-009-229）までお気軽にご相談ください（相談無料）。

新潟労働局ホームページ

最低賃金に関するお問い合わせは

**新潟労働局賃金室**または最寄りの**労働基準監督署**まで

（TEL 025-288-3504）　（新潟、長岡、上越、三条、新発田、新津、小出、十日町、佐渡）

（R7.12）